

## 品川区生活困窮者自立支援事業実施要綱

制定 平成27年3月23日 区長決定

要綱第161号

改正 平成31年3月29日 福祉部長決定

要綱第91号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、品川区が実施する生活困窮者自立支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 品川区は、次の各号に掲げる生活困窮者自立支援事業を行う。

- (1) 自立相談支援事業（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。）
- (2) 住居確保給付金（法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金をいう。）の支給
- (3) 就労準備支援事業（法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業をいう。）
- (4) 家計改善支援事業（法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業をいう。）
- (5) 子どもの学習・生活支援事業（法第3条第7項に規定する生活困窮者である子どもおよび当該子どもの保護者に対し、学習の援助ならびに助言等を行う事業をいう。）

### (申込手続)

第3条 生活困窮者自立支援事業（第2条第2号の事業を除く。）の申込みをしようとする者は、相談申込・受付票を区長に提出しなければならない。

### (アセスメント)

第4条 区長は、前条の申込みを受けたときは、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）について、アセスメント（申込者の周辺状況や就労の意思等を聴取し、申込者が抱える課題を把握することをいう。以下同じ。）を行い、インテーク・アセスメントシートを作成するものとする。

### (支援プランの作成)

第5条 区長は、前条のアセスメントにより生活困窮者自立支援事業の利用が必要であると認めるときは、支援プランを策定し、申込者に通知する。

### (支援調整会議)

第6条 生活困窮者自立支援事業の適正な運営を図るため、福祉部生活福祉課に支援調整会議を置く。

2 支援調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援プランの内容に関すること
- (2) 支援プランに基づく支援内容の評価

- (3) 関係機関、関係者等との連絡調整
  - (4) 支援に必要な社会資源のネットワークの構築
  - (5) その他支援の実施に必要な事項
- 3 支援調整会議は、次の者をもって構成する。
- (1) 生活福祉課長
  - (2) 生活福祉課相談係長
  - (3) 生活福祉課面接相談専門員
  - (4) 生活福祉課就労自立支援相談員
  - (5) その他生活福祉課長が必要と認める者
- 4 前各項に規定するもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は別に生活福祉課長が定める。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な様式その他の事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。